

(5) 日本鉄道建設公団が無償で貸し付けている土地に係る特例措置の延長

日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業について、J R 北海道等及び J R 貨物に無償で貸し付けている土地に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税・都市計画税：非課税

(6) 運輸施設整備事業団が保有する業務用土地に係る特例措置の延長

運輸施設整備事業団が行う造船設備及び土地の保有・譲渡業務（旧造船業基盤整備事業協会の承継業務）のための土地に係る特例措置の適用期限を延長する。

○特別土地保有税：1 / 3 課税（保有分）

(7) 多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設のうち民活法の特定施設に係る特例措置の延長

多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設のうち、民活法の特定施設であるものに関する次の特例措置の適用期限を延長する。

○特別土地保有税（非課税）、事業所税（新增設：非課税、資産割：課税標準の特例）に係る施設規模要件の特例

民活法本則	→	本特例措置
10億円以上		5億円以上

○事業所税（資産割）における課税標準の特例

民活法本則	→	本特例措置
5年間 1 / 3 控除		5年間 1 / 2 控除